

請負 宅建 R01-08-4 《#962》

【問】 正誤をつけよ。

Aを注文者、Bを請負人とする請負契約において、Bが仕事を完成しない間は、AはいつでもBに対して損害を賠償して契約を解除することができる。

【答え】 正しい

《ポイント》 注文者による契約の解除

請負人が仕事を完成しない間は、注文者は、いつでも損害を賠償して契約の解除をすることができる。

⇒ **注文者のための規定であり、請負人からはこの規定による解除はできない**

※ なお、上記以外にも請負には解除の規定があることに注意

ex) 請負人の担保責任、注文者の破産手続き開始による解除

【渋谷会】おすすめ講座

令和6年版『宅建これだけで合格セット』

宅建基幹講座(インプット)&宅建過去問演習講座(アウトプット)のセット

宅建合格のための準備はこれだけで十分、あとは過去問演習で自習

<https://shibuyakai.com/>